

<p>報告第12号 令和5年度つくば市 水道事業会計予算繰 越計算書及び令和5 年度つくば市水道事 業会計継続費繰越計 算書について</p> <p>地方公営企業法 第26条第3項 地方公営企業法施行令 第18条の2第1項</p>	<p>建設改良費の予算繰越計算書の報告及び継続費繰越計算書の報告をするもの</p> <p>1 予算繰越計算書（建設改良費の繰越） 合計額 7億8,684万3,200円 〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備事業（委託1件、工事9件） 4億6,034万1,200円 ・施設改良事業（工事3件） 3億2,650万2,000円 <p>2 継続費繰越計算書（継続費の通次繰越） 合計額 8億3,939万9,000円 〔主な内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央配水場ポンプ設備更新・施設改修工事 6億6,000万円 ・中央配水場ポンプ設備更新・施設改修工事施工監理業務委託 2,574万円 ・君島配水場電気計装設備更新工事 1億975万8,000円 ・中央配水場ポンプ設備更新工事 3,300万円 	<p>上下水道局 水道総務課</p>
--	---	------------------------

<p>報告第13号 令和5年度つくば市 下水道事業会計予算 繰越計算書及び令和 5年度つくば市下水 道事業会計継続費繰 越計算書について</p> <p>地方公営企業法 第26条第3項 地方公営企業法施行令 第18条の2第1項</p>	<p>全4事業（管路建設改良事業ほか）の予算繰越計算書を報告するとともに、全4事業（花室第一ポンプ場外改築更新ほか）の継続費繰越計算書の報告をするもの</p> <p>1 予算繰越計算書（建設改良費の繰越） 合計額 21億5,097万1,200円 〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路建設改良事業（委託17件、工事33件） 12億 254万7,200円 ・ポンプ場建設改良事業（協定1件、工事2件） 9,943万円 ・流域下水道事業（負担金2件） 4,981万1,000円 ・つくばエクスプレス関連公共下水道事業（委託1件） 7億9,918万3,000円 <p>2 継続費繰越計算書（継続費の通次繰越） 合計額 1億8,544万3,000円 〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水管理方針基本調査 908万8,000円 ・下水道事業経営戦略改訂業務委託 935万円 ・下水道全体計画及び事業計画変更 500万5,000円 ・花室第一ポンプ場外改築更新 1億6,200万円 	<p>上下水道局 下水道総務 課</p>
<p>報告第14号 つくば市土地開発公 社の経営状況を説明 する書類について</p> <p>地方自治法 第243条の3第2項</p>	<p>つくば市土地開発公社の令和5年度決算報告書及び令和6年度予算書について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>報告第15号 専決処分事項の報告 について （専決処分第9号 損害賠償額の決定及 び和解について）</p> <p>地方自治法 第180条第2項 令和6年5月9日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解（道路管理上の瑕疵に係る事故）</p> <p>つくば市道 1-5779号線上の穴を常温合材で補修した際の転圧が不十分だったため、その上を通行した車両により常温合材が飛散し、隣接する駐車場に駐車していた相手方車両を汚損させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 39万3,150円</p>	<p>建設部 道路管理課</p>

<p>報告第 16 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 10 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 6 年 5 月 9 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (道路管理上の瑕疵に係る事 故)</p> <p>つくば市道 1-5779 号線上の穴を常温合材で補修した際の 転圧が不十分だったため、その上を通行した車両により常温 合材が飛散し、隣接する駐車場に駐車していた相手方車両を 汚損させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 8 万 8,000 円</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>報告第 17 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 11 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 6 年 5 月 14 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (公務中における公用車の事 故)</p> <p>つくバス荃崎窓口センターバス停のロータリーにおいて、 バス停から発進した相手方車両と走行中の公用車が衝突し、 相手方車両及び公用車が損傷したもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 3 万 525 円</p>	<p>こども部 荃崎児童セ ンター</p>
<p>報告第 18 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 12 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 6 年 5 月 15 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (一般廃棄物処理施設管理上の 瑕疵に係る事故)</p> <p>サステナスクエア敷地内通路上にネジが放置されていた ため、通路を走行中の相手方車両左側のタイヤを破損させた もの</p> <p>相手方に対する市の支払額 3,300 円</p>	<p>生活環境部 サステナス クエア管理 課</p>
<p>報告第 19 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 13 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 6 年 5 月 15 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (道路管理上の瑕疵に係る事 故)</p> <p>つくば市道 4-4253 号線 (P) 上にある街路樹が強風により 倒れ、隣接する相手方の商業施設の屋根と雨樋を損傷させた もの</p> <p>相手方に対する市の支払額 36 万 9,050 円</p>	<p>建設部 道路管理課</p>

<p>報告第 20 号 専決処分事項の報告 について (専決処分第 14 号 損害賠償額の決定及 び和解について)</p> <p>地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 6 年 5 月 17 日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解 (委託料の金額誤り)</p> <p>市が発注した委託事業 (障害者虐待防止対策支援事業) に ついて、市の消費税及び地方消費税 (以下、「消費税等」とい う。) 非課税事業との誤った認識により、委託額に消費税等相 当額を含んでいなかったため、相手方に消費税等相当額を支 払うもの</p> <p>1 相手方 つくば市平沢 655 番地 4 社会福祉法人 筑峯学園 理事長 岡野 光宏</p> <p>2 相手方に対する市の支払額 269 万 226 円</p>	<p>福祉部 障害者地域 支援室</p>
---	--	--------------------------------

【議案 15 件】

案件名	概 要	所管課
<p>議案第4号 令和6年度つくば市一般会計補正予算（第2号）</p>	<p>歳入歳出予算を19億1,486万6,000円増額し、総額を1,137億4,686万9,000円とする。</p> <p>継続費の追加 2件 繰越明許費の追加 1件 債務負担行為の追加 2件</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国10/10） 18億8,854万5,000円</p> <p>2 地方特例交付金 12億2,069万5,000円</p> <p>3 高齢者用新型コロナウイルス予防接種事業補助金 3億9,591万円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 つくば市長・市議選期日前投票タクシー運賃助成（選挙管理委員会事務局） つくば市長選挙・つくば市議会議員一般選挙の期日前投票において、高齢者又は障害者であって、期日前投票所への移動が困難な選挙人を支援し、投票の機会を確保するためにタクシー運賃を助成する。</p> <p>補正予算額 2,046万8,000円</p> <p>2 物価高騰対応重点支援給付金給付（新たな低所得者支援）（社会福祉課） 令和6年度新たに令和6年度住民税非課税世帯及び均等割りのみ課税世帯となった世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金給付、同一世帯の18歳以下の子ども1人当たり5万円の現金給付を行う。</p> <p>補正予算額 4億4,554万7,000円</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>3 定額減税補足給付（市民税課） 令和6年度税制改正において、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、個人住民税1万円の減税を行う。その定額減税しきれない者に対して、差額分を給付する。</p> <p>補正予算額 14億5,279万3,000円</p> <p>4 高齢者用新型コロナウイルス予防接種事業（予防接種・感染症対策室） 令和6年度から、高齢者新型コロナウイルス予防接種が定期接種B類に位置付けられることにより、秋冬1回65歳以上の方への接種が始まる。その接種費用の一部を助成、接種を各医療機関等へ委託する。</p> <p>補正予算額 5億7,090万7,000円</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第5号 令和6年度つくば市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p>地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>歳入歳出予算を247万5,000円増額し、総額を190億7,031万5,000円とする。</p> <p>【歳入内訳】 保険給付費等交付金（特別調整交付金）（県10/10） 247万5,000円</p> <p>【歳出内訳】 国民健康保険システム改修事業 247万5,000円</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第6号 つくば市税条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、また、減免の制度について、職権による減免を可能とする規定を追加するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益信託に関連する寄附金を個人住民税の寄附金控除の対象とする。 ・個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税について、市長が、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認める場合は、職権により減免できる規定を追加する。 	<p>財務部 納税課</p>
<p>議案第7号 つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅建築等計画認定申請において、行政庁の審査項目の増加及び災害配慮に関する基準が新設されたことから、手数料の見直しを行う。 ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い建築基準法施行令が改正され、認定制度が新設されたため、認定手数料の項目の新設、その他所要の改正を行う。 	<p>都市計画部 建築指導課</p>
<p>議案第8号 つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上満4歳に満たない児童に係る職員配置基準を「おおむね20人につき1人」から「おおむね15人につき1人」に、満4歳以上の児童に係る職員配置基準を「おおむね30人につき1人」から「おおむね25人につき1人」に改める。 	<p>こども部 幼児保育課</p>

<p>議案第9号 つくば市長等の給料の特例に関する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>市長の令和6年7月1日～8月31日における給料月額及び飯野副市長、松本副市長の令和6年7月1日～7月31日における給料月額をそれぞれ10パーセント減額するため、特例条例を制定する。</p>	<p>総務部 人事課</p>
<p>議案第10号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について</p> <p>地方自治法 第291条の3第1項 第291条の11</p>	<p>茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するもの</p> <p>[主な変更の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証等の用語を整理する。 ・市町村の共通経費負担金の納入額算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日を変更する。 	<p>保健部 医療年金課</p>
<p>議案第11号 工事請負契約の締結について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第5号</p>	<p>市民ホールとよさとの空調設備外改修工事を行うため、工事請負契約を締結するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の相手方 茨城県つくば市西大沼418番地 星田建設工業株式会社 代表取締役 高野 修也 2 契約金額 2億1,560万円 3 工事場所 つくば市高野1197番地20 	<p>市民部 地域支援課</p>

<p>議案第12号 工事請負契約の締結について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第5号</p>	<p>手代木中学校の武道場長寿命化改修工事を行うため、工事請負契約を締結するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の相手方 茨城県つくば市筑波 675 番地 1 株式会社山関工務店 代表取締役 山関 重人 2 契約金額 1億9,833万円 3 工事場所 つくば市松代五丁目 10 番地 	<p>教育局 教育施設課</p>
<p>議案第13号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第8号</p>	<p>経年劣化に伴う更新のため、学校給食で使用する食器を購入するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相手方 茨城県つくば市研究学園一丁目2番地2 三英物産株式会社 つくば営業所 所長 森 大樹 2 金額 3,029万4,000円 	<p>教育局 健康教育課</p>
<p>議案第14号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第8号</p>	<p>(仮称)新桜学校給食センターの建設に伴い、必要な食器用カゴを購入するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相手方 茨城県つくば市研究学園一丁目2番地2 三英物産株式会社 つくば営業所 所長 森 大樹 2 金額 5,703万5,000円 	<p>教育局 健康教育課</p>
<p>議案第15号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第8号</p>	<p>(仮称)新桜学校給食センターの建設に伴い、必要な厨房用物品を購入するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相手方 茨城県つくば市研究学園一丁目2番地2 三英物産株式会社 つくば営業所 所長 森 大樹 2 金額 1億3,486万円 	<p>教育局 健康教育課</p>

<p>議案第 16 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>老朽化に伴う更新のため、移動図書館車を 1 台取得するもの</p> <p>1 相手方 埼玉県さいたま市見沼区大字上山口新田 56 番地 1 株式会社林田製作所 代表取締役 林田 理花</p> <p>2 金 額 2,390 万 3,000 円</p>	<p>教育局 中央図書館</p>
<p>議案第 17 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>更新計画に基づき、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を取得するもの</p> <p>1 相手方 茨城県水戸市千波町 1949 番地の 1 茨城日産自動車株式会社 代表取締役社長 加藤 敏彦</p> <p>2 金 額 4,380 万 2,000 円</p>	<p>消防本部 救急課</p>
<p>議案第 18 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>経年劣化に伴う更新のため、高機能消防指令センターのシステムを構成する装置等を取得するもの</p> <p>1 相手方 茨城県つくば市東新井 2 番地 1 三峰無線株式会社 つくば営業所 所長 遠藤 浩</p> <p>2 金 額 9 億 3,720 万円</p>	<p>消防本部 消防指令課</p>